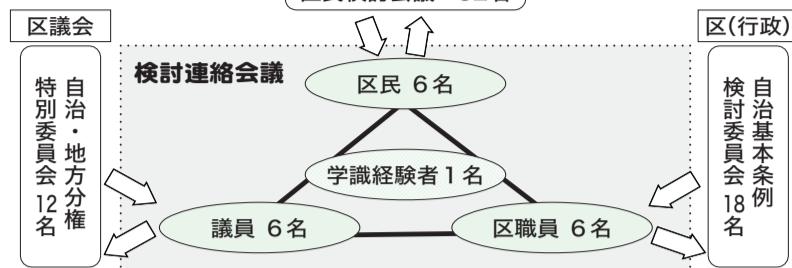
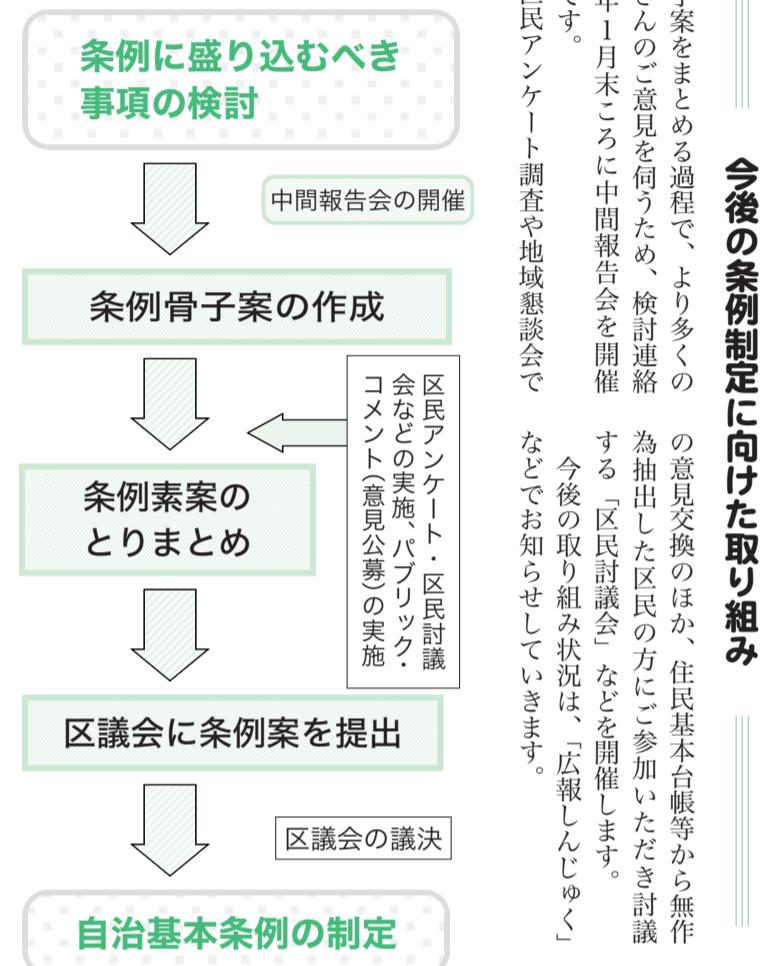


検討連絡会議の構成



(仮称)自治基本条例 制定の流れ



自治基本条例は、区の地域特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

今年2月から、区民・区議会・区の三者の代表で構成する「（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議（検討連絡会議・左図）」を設置し、条例の検討を進めています。

検討連絡会議では、条例にどのような内容を盛り込んでいくのか、区民・区議会・区がそれぞれの案を持ち寄り、検討しています。

三者間でこれまでに行われた検討項目は、「条例の基本的考え方（総則）」「区民の権利・責務」「住民参加の仕組み」等です。「条例の基本的考え方（総則）」の項目では、基本理念・基本原則について条例に盛り込むべき事項として、次のような案（下表）が示されています。

条例の基本的考え方（総則）に盛り込むべき内容案

今後、三者の案を基に検討連絡会議案をとりまとめた条例骨子案を作成します。

<p>区民検討会議</p> <p>◎基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎的自治体であり、確立した自治権を持ち、住民自治を基本として構成される 2 新宿区は人権を尊重し、一人一人を大切にする区政を行う 3 区民が自治の担い手として地域の課題を解決する 												
<p>区議会</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: left; padding-bottom: 5px;">◎理念</th> <th style="width: 50%; text-align: left; padding-bottom: 5px;">◎原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市民主権</td> <td>1 参画と協働</td> </tr> <tr> <td>2 人権の尊重</td> <td>2 情報の共有</td> </tr> <tr> <td>3 恒久平和の追求</td> <td>3 多様性の尊重</td> </tr> <tr> <td>4 地球環境の保全</td> <td>4 自己決定・自己責任</td> </tr> <tr> <td>5 国際性・多文化共生</td> <td>5 地域自治の尊重（地区内分権）</td> </tr> </tbody> </table>	◎理念	◎原則	1 市民主権	1 参画と協働	2 人権の尊重	2 情報の共有	3 恒久平和の追求	3 多様性の尊重	4 地球環境の保全	4 自己決定・自己責任	5 国際性・多文化共生	5 地域自治の尊重（地区内分権）
◎理念	◎原則											
1 市民主権	1 参画と協働											
2 人権の尊重	2 情報の共有											
3 恒久平和の追求	3 多様性の尊重											
4 地球環境の保全	4 自己決定・自己責任											
5 国際性・多文化共生	5 地域自治の尊重（地区内分権）											
<p>区（行政）</p> <p>◎基本理念・基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自治の目指すもの…個人の尊厳と自由が尊重され、住民福祉が実現される（多様性・共生・持続可能性をもった）地域社会の創造を目指すこと 2 住民自治…区民は、自治の主体として地域社会の課題を自ら解決していくことを基本とすること 3 団体自治…区は、国や東京都と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること 4 区政運営…①情報の共有、②透明性、③説明責任、④参加と参画、⑤協働 												

※上表は9月3日の検討連絡会議で三者から示された案の一部です。
案は今後変更する場合があります。

レーベン
写真館

やさいのチカラを発見! 「しんじゅく食育 フェスタ2009」

神楽坂通りが巨大なкианバスに



11月3日、神楽坂まち飛ひフェスタのメインイベント「坂にお絵描き」が神楽坂通りで開催され、たくさんの人でにぎわいました。

通りに敷かれた全長約700メートルの巨大キャンバスに、子どもたちは大喜び。真っ白なロール紙はあつという間に絵や文字で埋め尽くされ、カラフルに神楽坂のまちを彩りました。

【募集戸数】 15戸（うち住宅で病死等で発見が遅れたか殺等があつた事故住宅1戸）
【申込資格】 区内在住で住宅に困り、世帯の収入が所得基準内（下表）の方。詳しくは募集案内をご覧ください。
※ひとり親世帯向け住宅：「これまでの『母子世帯向け住宅』は、今回から対象を拡大し、『子世帯の方も申し込めるよ』としました。

【募集案内の配布】 11月19日（木）～30日（月）に住宅課、区政情報館

内 日 し 父 「 こ 集 準 宅 目
セ センタ一（本庁舎1階）第11
所 庁舎1階案内受付、特別出版
所・区立中央・四谷・鶴巻図書館
（施設の休館日を除く）で配布
新宿区ホームページの住宅課
のページからも取り出せます
【申込み】募集案内に折り込
みの申込書に記入し、住宅課
郵送してください。11月19日(火)
～12月1日(火)の消印があり、12
月2日(水)までに到着したもの
を受け付けます。

区営住宅（空き家）入居者募集

所得基準表

● 障害者等の世帯

家族数	年間所得金額
1人	0～189万6千円
2人	0～227万6千円
3人	0～265万6千円
4人	0～303万6千円
5人	0～341万6千円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。
※家族数には申込者本人を含みます。家族数6人以上の場合はお問い合わせください。

[対象] 次のすべてに該当する方。▼区内在住、▼義務教育を終了している、▼申請日現在、介護保険サービス事業所に就労していない、▼資格取得後に介護

修^く護^ごる
險サービス事業所で就労する意^い思^しがある
【募集人数】15名
【助成内容】21年4月1日以降に受講を開始した、東京都指定

（5273）421
2へお持ちください。先着順。申請書は講座の開始日以降に受け付けます。申請書は同課で配布しています。

凶の緊急経済・雇用対策

2級資格取得講座の受講料（上）
限10万円